上野国新田郡における古代寺院について

―― 地方寺院の形態とその形成背景に関する試論 ――

須　田　　茂

1　は じ め に

奈良平安時代の上野国は、和銅4年(711)に分置された多胡郡を含めて14郡で構成されていた。新田郡は、上野国の東部に位置し、『和名抄』では、新田・祝人・淡甘・滓野・石西・駅家の6郷が記載されている。郡の領域は、ほぼ現在の新田郡と太田市西半域と推測され、地域的には西を早川水系、南を利根川、東から北を金山・八王子山・鹿田山などの丘陵を結ぶ形とみなされる。上野国南東部の平坦部の一角にあたるが、郡域の北半は乏水性の大間々扇状地が広がり、生活に適した領域は郡の南半及び八王子山から鹿田山に沿う狭小な沖積地であった[(1)]。なお、「新田郡」という場合、古代と現代の両者を混同するおそれがあるので、本稿では基本的に前者を指すものとしておきたい。

新田郡域においては、昭和初期から寺井廃寺をはじめ、入谷遺跡・釣堂遺跡・上野井遺跡などで瓦類の散布が確認されている[(2)]。また、昭和30年には天良七堂遺跡で一棟の礎石建物が発掘調査されている。その後、昭和50年代後半から60年代にかけて、入谷遺跡・台之原廃寺・寺井廃寺・梨子木遺跡・小角田下遺跡・中溝遺跡などが発掘調査されている。これと併行して、筆者は新田郡内の寺院跡・瓦窯跡・官衙跡などの分布調査を個人的に行なってきた[(3)]。

上記のような諸調査によって、新田郡における寺院跡・瓦窯跡・官衙跡などの様相はしだいに明らかになりつつあるが、全体的には判明していない部分も多い。本稿は、そのような中にあって、遺跡の分布状況や瓦の組成などが比較的判明していると思われる寺院跡を中心に資料の整理を行ない、併せて地方における古代寺院の形態やその造営の背景といった点について検討を試みるものである。

2　各遺跡の概要

新田郡においては現時点で、寺院跡および瓦出土地は寺井廃寺など10カ所内外、官衙あるいはそのような要素を持つとみなされる遺跡は天良七堂遺跡や入谷遺跡の2カ所、瓦窯跡は鹿ノ川窯跡と山際窯跡の2カ所が知られている。その分布状況は図1のとおりである。以下、寺院跡および寺院的要素をそなえた遺跡についてその様相を概観したい。

(1)　寺井廃寺

本遺跡は、太田市天良と寺井の二地区にまたがって所在する。大間々扇状地の南東端部にあたる微高台地、標高63mほどに立地する。近年まで本格的な発掘調査が実施されず、宅地化が進行している。昭和62年に寺域の北半部と推測される地点が発掘調査されたが、明確な遺構は確認され

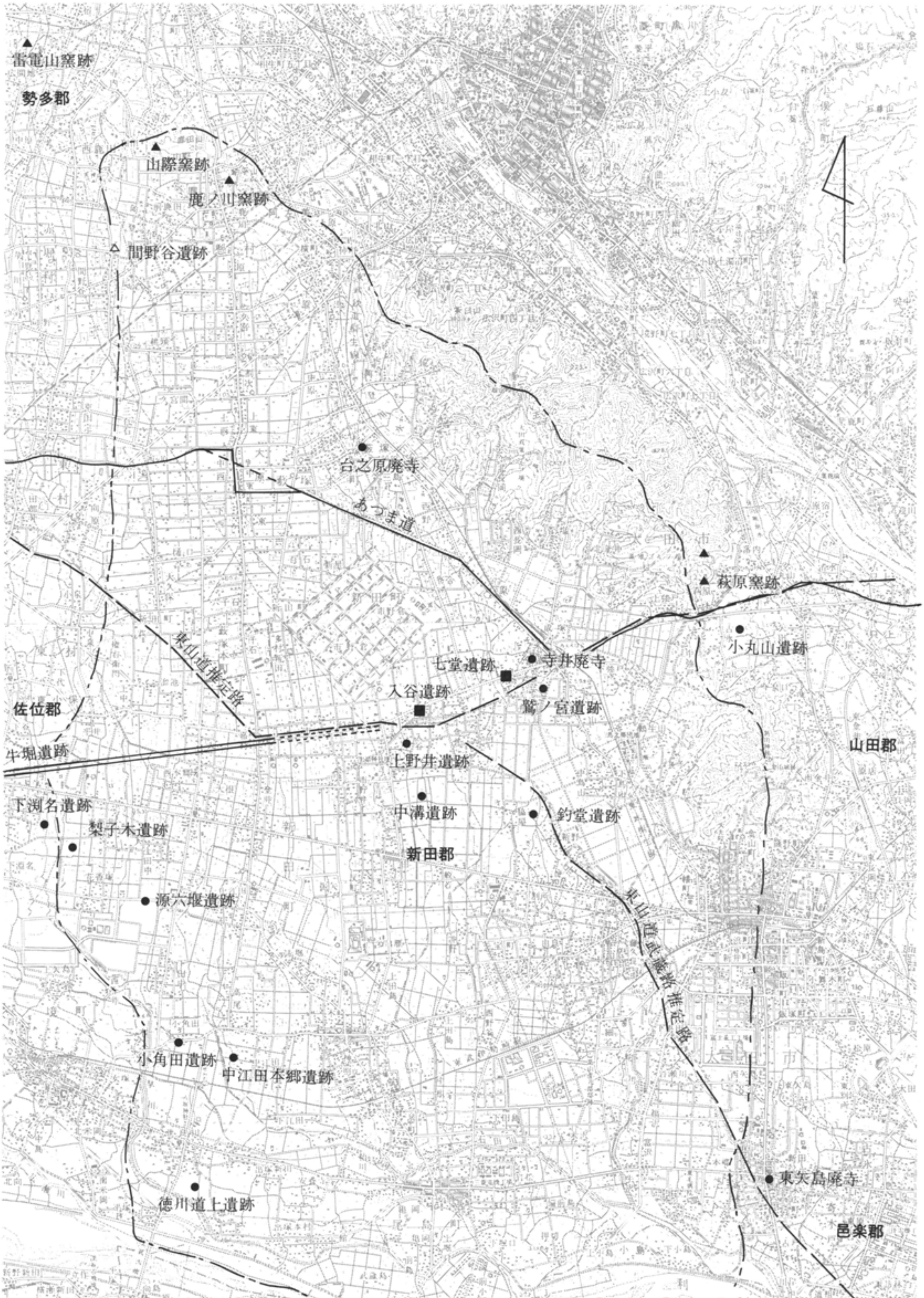

図１　古代の新田郡域と関連遺跡位置図

ていないようである。このように現状では、寺域の規模や伽藍配置は全く不明確である。しかし、これまで礎石が偶然に発見されることがあったり、瓦類も比較的豊富に包蔵されているとみられること等から、本格的な伽藍が構成されていたものと推測されている。

既出の瓦は、軒瓦・丸瓦・平瓦を含めて全体として6類（A～F類）に分類される（表1）。創建期とみなされるA類の軒瓦は複弁八弁文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦の組み合わせであって、いわゆる川原寺式の典型的なものである。生産瓦窯は萩原窯跡（太田市吉沢）である。B類からF類は後補の瓦であるが、この中ではD類の瓦が割合多いようである。

丸瓦と平瓦については、分類はあまり進んでいないが、平瓦についていうとA～C類は桶巻造り、D～F類は一枚造りとみられる。この他、「大」・「三」・「二」（あるいは「一」もあるか）というヘラ書きの文字瓦があるが、これはD類の平瓦にみられるものである。本遺跡の所在地の地名は天良（てんら）と寺井（てらい）であるが、前者は寺（てら）のなまったものであり、後者はこの「寺」という地名と湧水を指す「井」という言葉が結びついてできた地名であろう。地名からみると、当地域に大規模な寺の存在が前提にあったことが濃厚に窺われる。また、昭和62年の発掘調査では「寺」という文字を含む墨書土器が出土しているとのことである。本遺跡は遺構の内容は全く判明していないが、以上の見地から遺跡の性格としては本格的な寺院跡であろうと推測される。

表1　寺井廃寺の瓦の類別

類	軒丸瓦	軒平瓦	型式	年代	生産窯
A	複弁八弁蓮華文	三重弧文・(二重弧文)	川原寺式	7C後半	萩原
B	複弁七弁蓮華文			7C末～8C前半	八重巻
C	単弁一六弁蓮華文			8C前半	
D	単弁五弁蓮華文	右偏行唐草文	上野国分寺式	8C中葉	鹿ノ川
E		右偏行唐草文	上野国分寺式	8C中葉～後半	山際
F	単弁四弁蓮華文	格子目文	上野国分寺式	9C～10C	

(2)　台之原廃寺

本遺跡は、新田郡藪塚本町杉塚に所在する。大間々扇状地の東端付近で、起伏の少ない微高台地、標高95mほどに立地する。本遺跡における瓦の散布は昭和20年代に知られていた。その後、昭和58・59年度に藪塚本町教育委員会により発掘調査が実施され、古墳時代後期3軒、奈良時代2軒の竪穴住居跡、瓦の散布地点1カ所、掘立柱の柱穴多数、溝1条などが確認された。[(4)]

瓦の散布地点は遺跡内の北西から南東にせり出す微高地の東端部にある。瓦の散布は数mの小範囲にみられ、建物から落下して、そのまま堆積したような様相を呈していた。瓦は地山（ローム層）上に堆積し、その周辺から北西にかけて柱穴が多数分布した。しかし、礎石や根石の存在した形跡は認められなかったようである。したがって、この地点に何らかの瓦葺きの建物が存在したと考えられるが、その構造は掘立柱式である公算が高い。

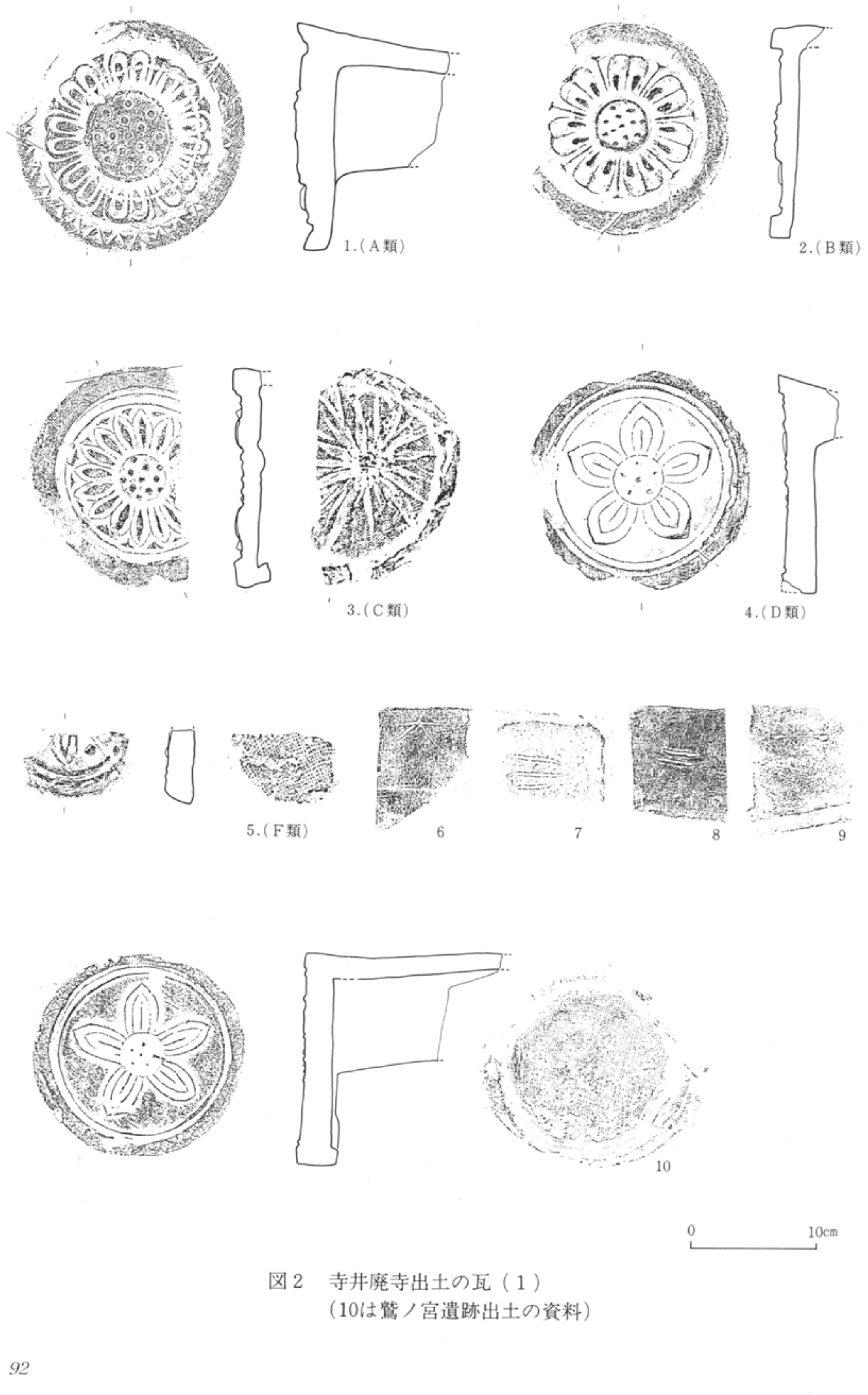

図2　寺井廃寺出土の瓦（1）
（10は鷺ノ宮遺跡出土の資料）

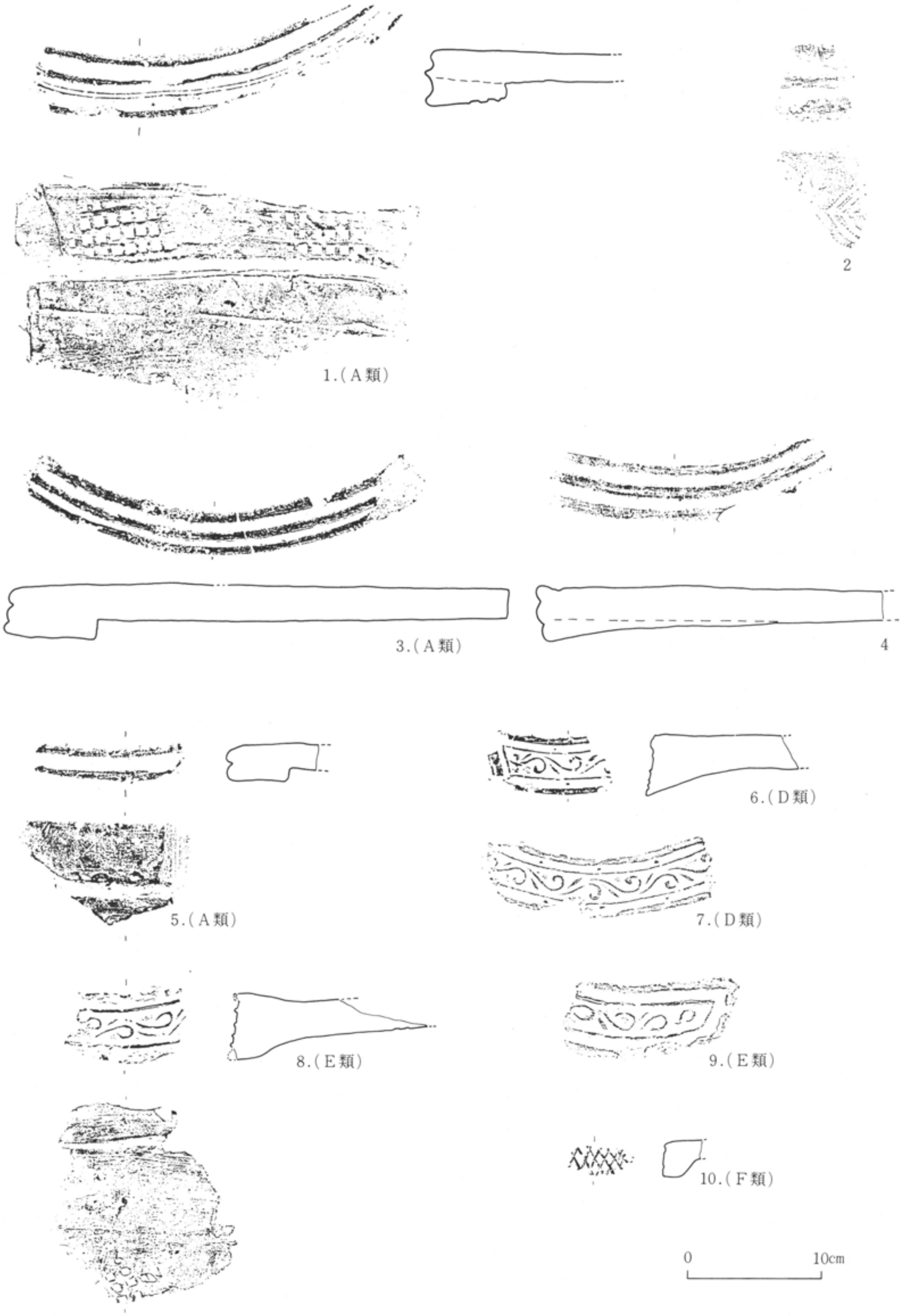

図３　寺井廃寺出土の瓦（２）

瓦は全体として二種(A・B類）に大別される。A類は鹿ノ川窯跡産、B類は山際窯跡産とみなされる。具体的には、A類は軒瓦として単弁五弁文軒丸瓦と右偏行唐草文軒平瓦の組み合わせがあり、丸瓦は玉縁式、平瓦は一枚造りで凸面に縄叩きがある。この平瓦の凹面隅部には寺井廃寺と同様な「大」・「三」・「二」などのヘラ書き文字がある。B類は単弁五弁文の軒丸瓦が二種あるが、対応する軒平瓦はみられない。平瓦は一枚造りで凸面に格子目の叩きがある。

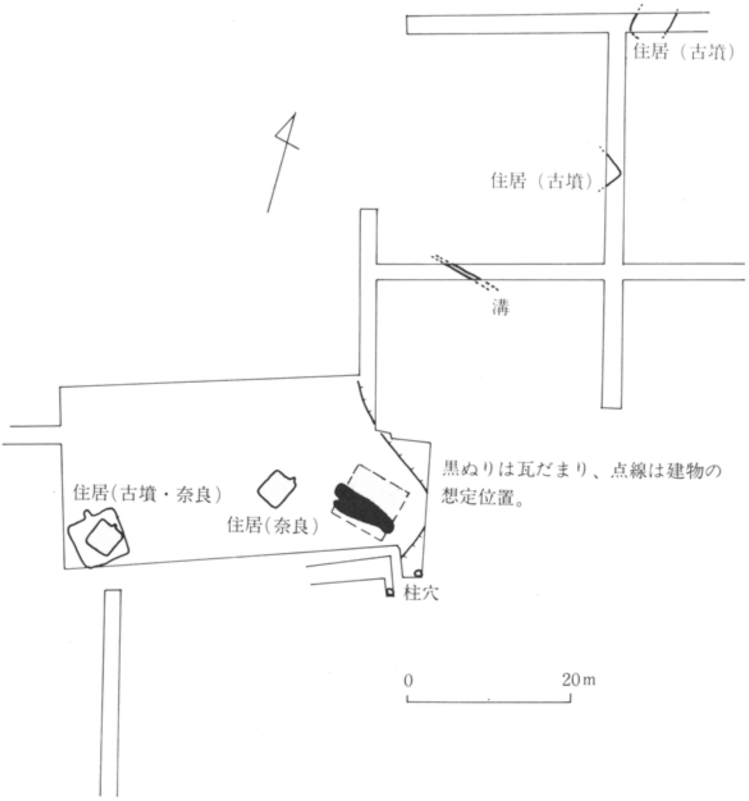

図４　台之原廃寺概念図（報告書をもとに須田が作成）

発掘調査における瓦の散布地点では、瓦の他に瓦塔や須恵器片が少量出土した。瓦塔は屋蓋部や軸部の破片が数点ある。造形や質感から二種（A種・B種）に分類され、二基の瓦塔が想定される。A種は屋根部の丸瓦が竹管で５段ほど表現され、山際窯跡出土のものに類似する。B種は屋根部の平瓦が数段に表現され、太田市吉沢出土の資料に類似する。

瓦散布地点の西方には８世紀中葉から後半にかけた２軒の竪穴住居跡がある。瓦類と同時期であり、住居内にも瓦が存在していることから、瓦葺き建物と関連することは確実であろう。

この他に、瓦葺き建物に関連するとみられる遺構は、瓦散布地点の北方30数m（約100尺）に東西方向の溝一条、同じく南東にやや規模の大きな柱穴二カ所などがあるが、いずれも時期や性格の確証が乏しい。

台之原廃寺の概要は以上のようである。遺跡の性格を判断する上では、瓦葺き建物がポイントとなろう。本建物は前述したように掘立柱建物の可能性が推測されるが、むろん実態は判明していない。ただし、あまり大規模なものではないようであり、また、建物内部に瓦塔が安置されていた可能性がある。判断は難しいが、仏教的施設である公算が最も高いと思われる。遺跡内には他に瓦葺き建物がないようであり、仏堂風の建物一棟からなるものとすれば、寺というより堂という表現がふさわしいように思われる。

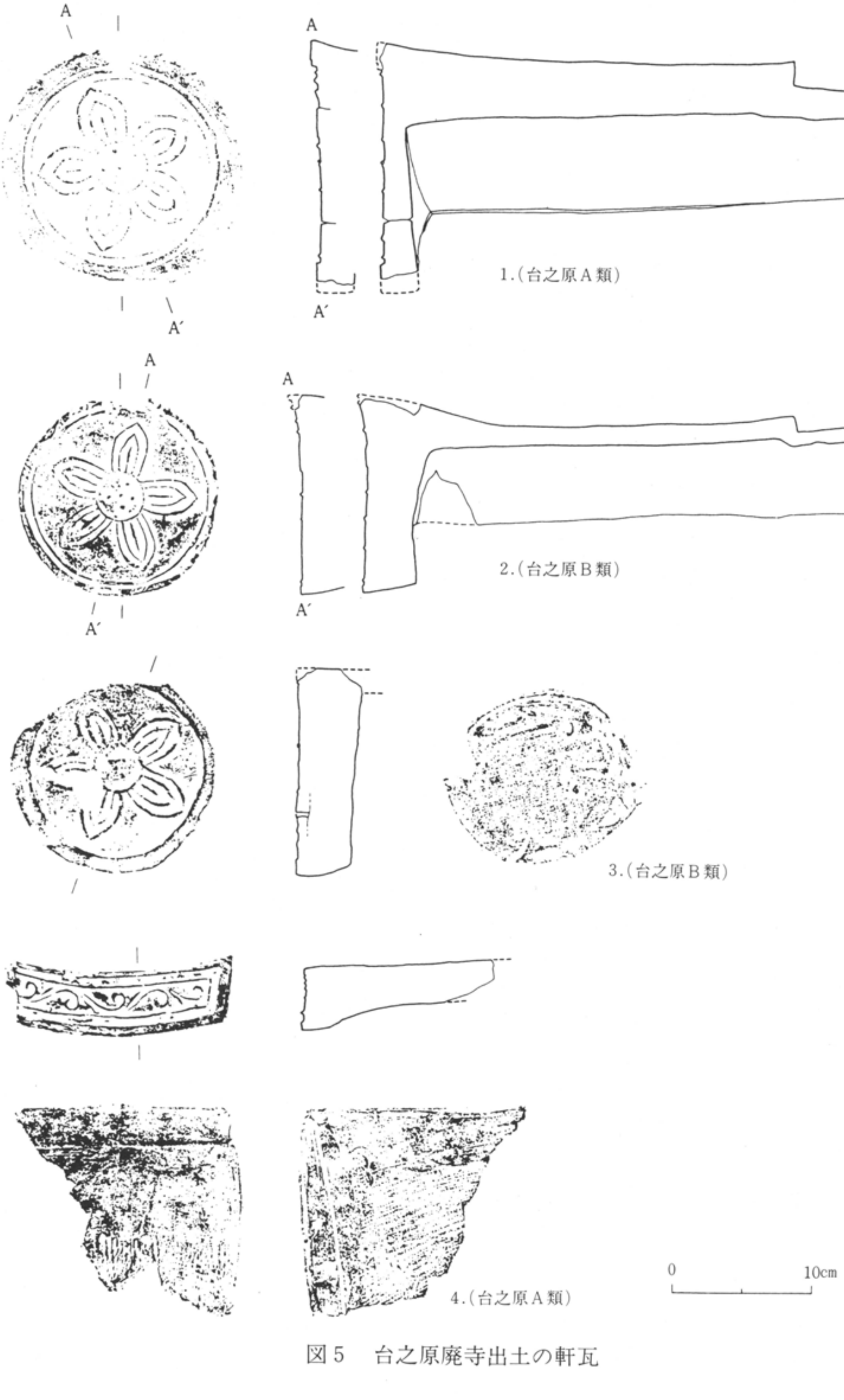

図５　台之原廃寺出土の軒瓦

(3) 源六堰遺跡

本遺跡は、新田郡新田町下田中に所在する。大間々扇状地南方の沖積地帯、石田川右岸の微高地、標高45mに立地する。本遺跡は発掘調査はされていないが、周囲を水田で囲まれた微高地内の方100mほどの範囲に瓦や須恵器のまとまった散布がみられる。

瓦は1、2点の瓦片を除いて単一な組成つまりほぼ全て鹿ノ川窯跡産のものである。軒丸瓦は単弁五弁文、軒平瓦は右偏行唐草文、丸瓦は玉縁式であり、平瓦は一枚造りで凸面は縄叩きである。平瓦の凹面隅部に寺井廃寺や台之原廃寺と同種な「三」のヘラ書き文字のあるものもある。

瓦の他、須恵器などの土器も散布する。図示した資料は須恵器の蓋であるが、同様な形態の蓋は山際窯跡において出土しており、また年代的には8世紀代に位置付けられ、本遺跡の瓦や遺跡の年代を考える上で参考になるかと思われるものである。

(4) 中江田・本郷遺跡

本遺跡は、新田郡新田町中江田に所在する。木崎台地の南西部にあたる舌状台地、標高41mに所在する。本遺跡は未発掘であって、これまでに瓦、瓦塔及び土器などが採集されている。

瓦の散布は現状では希薄であって、採集されている瓦は平瓦が5点あるのみである。種類は1種つまり鹿ノ川窯跡産のものである。一枚造りであって、凸面に縄叩き目がある。整形は丁寧であり、焼成も比較的良好である。

瓦塔は、形態や胎土から2種（A種・B種）に分類される。A種は屋根部の瓦（丸瓦）が五段、軒が二軒に表現されるものである。A種は山際窯跡産とみられ、B種は小丸山遺跡（太田市矢田堀）や上野井遺跡のものと同様である。

なお、昭和62～63年にかけて新田町教育委員会により、瓦出土地から北方約100mほどの地点で国道354バイパス線工事に伴う発掘調査がなされた。確認された遺構は古墳時代から平安時代にかけた集落跡が中心であるが、奈良時代のものとしては、方32m（約100尺）ほどの環溝遺構、銅製の丸鞆や瓦塔の出土および多量の墨書土器（「武蔵」、「呂」、「大豆□」など）がある。なお、瓦塔は屋根部の破片であって、A種のものであった。遺構や遺物からみると、一般的な集落というより、有力者の居宅などの存在を窺わせるものであった。

中江田本郷遺跡は、瓦の散布量が比較的少量であり、散布域も小範囲である。何らかの瓦葺き建物が存在していたのであろうが、大規模なものを想定することは無理である。瓦塔の出土もあることから、瓦塔を内部に納置した小堂宇のような施設であって、有力者の居宅の近辺に造営されたものではないかと想定される。

(5) 釣堂遺跡

本遺跡は、太田市脇屋から新野にかけて所在する。宝泉台地の北端に近い台地面、標高53mに立地する。周辺一帯は旧石器から奈良平安までの遺物及び古墳が濃密に分布する。瓦出土地は、台地の西縁部の「辻堂橋」という小橋の近くにあり、その散布域は100mほどにまとまっている。

瓦は、基本的には台之原廃寺と同様な組成であって、鹿ノ川窯跡産を主体とし、山際窯跡産の

1は須恵器
2は平瓦・凸面縄叩きで、凹面にヘラ書き文字「三」あり
3は軒丸瓦
4は軒平瓦
5～8は丸瓦
9は平瓦(凸面格子叩きか)
10は平瓦・凸面縄叩き

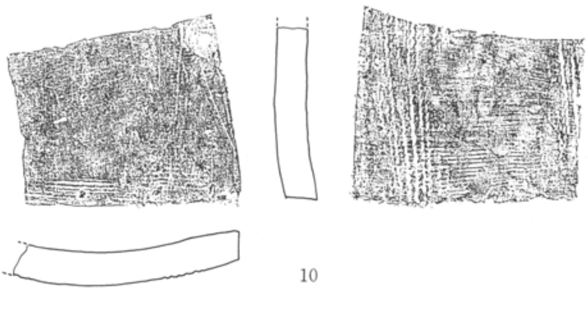

0　10cm

図6　源六堰遺跡出土の瓦と土器

図７　中江田本郷遺跡の瓦塔と瓦

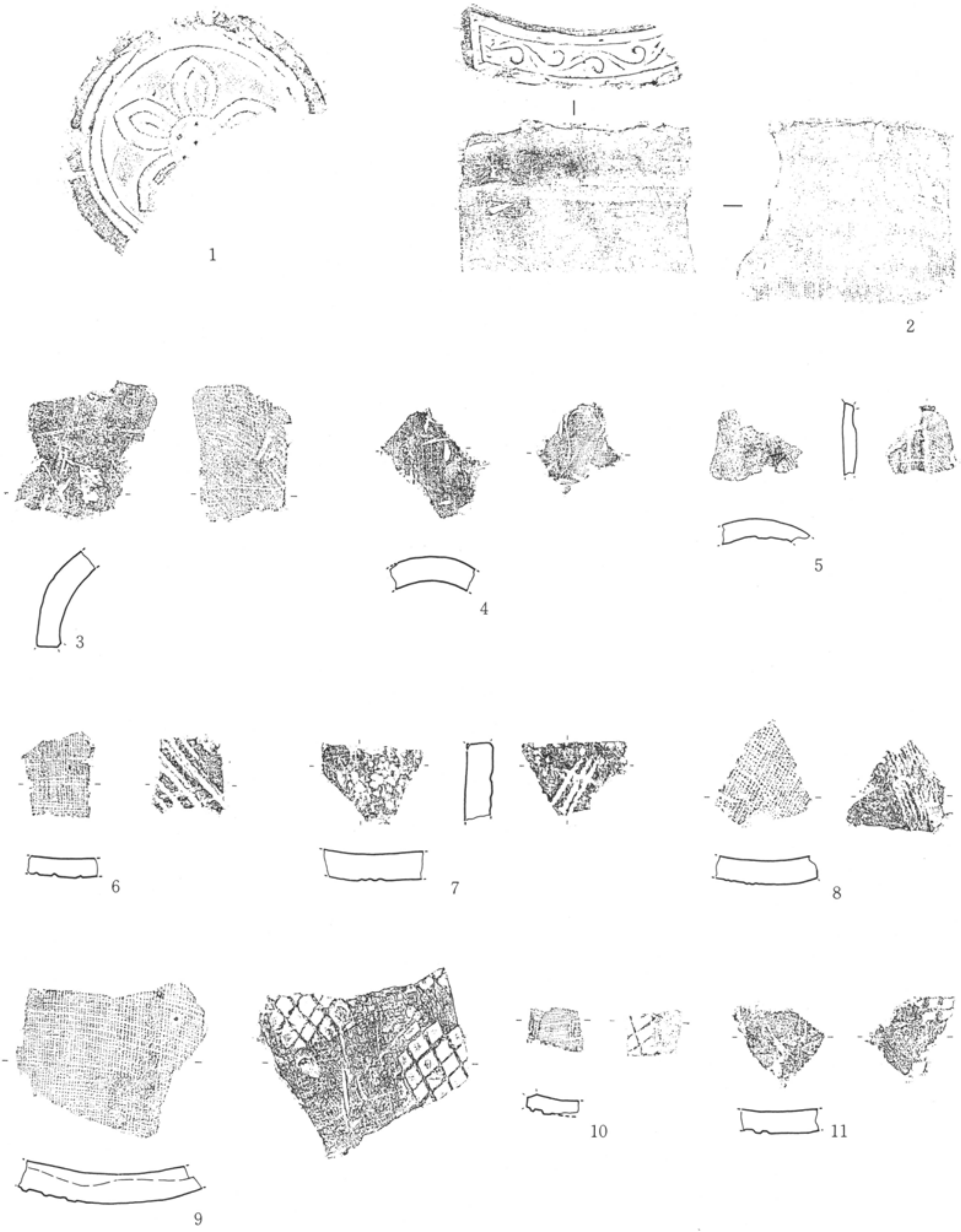

1は単弁5弁文軒丸瓦　6～8は平瓦・凸面縄叩き
2は右偏行唐草文軒平瓦　9～11は平瓦・凸面格子叩き
3～5は丸瓦

0　10cm

図8　釣堂遺跡出土の瓦

1は右偏行唐草文軒平瓦
2～4は丸瓦
5～7は平瓦・凸面縄叩き
8～11は平瓦・凸面格子叩き
12・13は瓦塔
14・15は須恵器

図9　上野井遺跡の出土遺物

ものが混入する。前者は軒瓦は単弁五弁文軒丸瓦と右偏行唐草文軒平瓦の組み合わせであり、平瓦は一枚造りであって凸面は縄叩きである。後者は軒瓦はなく、平瓦は一枚造りで凸面の叩きは格子である。

なお、本遺跡の周辺は「堂原」という通称地名であり、寺院跡の存在に関わるものかどうか注目されるものである。

(6) 上野井遺跡

本遺跡は、新田郡新田町村田に所在する。大間々扇状地南端部の微高洪積台地、標高59mに立地する。遺跡地は生品小学校の北東500mにあたり、赤城沼という湧水とそれを源頭とする浸食谷が西から南を限っており、方100mほどの小範囲に瓦や瓦塔の散布が確認される。

瓦の散布量は比較的多くみることができる。その組成は釣堂遺跡とほぼ同様であって、鹿ノ川窯産と山際窯産の二種からなる。前者は今のところ軒丸瓦の出土資料はないが、軒平瓦は右偏行の唐草文である。平瓦は一枚造りであって凸面の叩きは縄目である。後者は軒瓦はなく、平瓦は一枚造りであって凸面の叩きは格子目である。この中のやや目の粗い斜格子叩き（図９の９）は同一原体によるものが釣堂遺跡にある。

瓦塔は屋根部の破片が二点ある。瓦（丸瓦）が竹管で二段、軒が方形一軒に表現される。

なお、本遺跡周辺には広範囲に土器片（古墳～奈良平安）の散布がみられるが、南西200mほどの地点では８世紀後半の住居跡から「大多殿」という墨書土器が出土している。さらに、本遺跡の北東500mに官衙的様相をもつ入谷遺跡、南東700mに瓦・墨書土器・彩釉陶器を出土する中溝遺跡、西方800mに『上野国神名帳』の新田郡の筆頭の「生階神社」にあてられる生品神社があり、周囲に有力者の居宅あるいは官衙的施設などの存在が推測されている環境にある。

(7) 梨子木遺跡

梨子木遺跡は、新田郡新田町花香塚に所在する。大間々扇状地南方の沖積地帯、つまり広範な水田地帯の中に水田との比高50cmほどで方100mに満たないわずかな微高地（地目は畑）があり、そこに遺跡が所在する。標高は49mほどである。遺跡の位置は花香塚の集落の北西約300mであり、西方500mほどに早川が南流する。

本遺跡にかかわる発掘調査は、昭和60年に遺跡のほぼ中央部に南北方向の試掘トレンチが入れられ、昭和62年に遺跡の中央やや北寄りを東西方向に幅６m、長さ70mにわたり発掘調査されている。後者の調査内容は、旧石器や縄文期の遺物、弥生期の住居と土壙各１カ所、古墳時代前期から後期の住居３軒と土壙、奈良平安時期の溝、土壙、柱穴等であった。

奈良平安期の遺構は全体として時期判定の根拠が乏しいきらいがあるが、分布としては中央からやや西寄りに多い傾向があり、瓦も同様なあり方がみられた。留意される遺構は七号溝と八号溝であって、七号溝は上幅90cm、深さ30cmで磁北から東へ６度振れる走向、八号溝は上幅60cm、深さ30cmで磁北から９度東へ振れる走向をもち、両溝の間隔は約21mである。この２本の溝の周辺からは８世紀末から９世紀にかけた土師器の坏と比較的多くの瓦片が出土した。

瓦は軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・隅切瓦・熨斗瓦などがあるが、組成は一種である。すなわち、全体的な特徴としては、胎土は砂礫を含んで粗雑であって、焼成は酸化炎で橙色を呈し軟質である。軒丸瓦は素弁蓮華文であって、弁数は六から八のいずれかと推測される。軒平瓦はヘラ描きの三重弧文であって、顎面に鋸歯文がヘラ描きされている。平瓦は一枚造りとみられ、凹面はヘラ状工具によりナデられ、凸面は斜格子叩きが割合密にうたれる。丸瓦は紐造りであり無段瓦（行基瓦）とみられる。

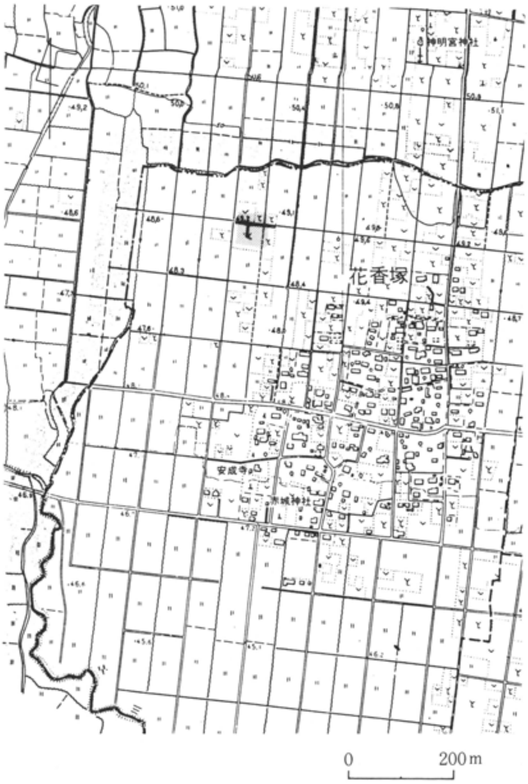

図10　梨子木遺跡の位置と周辺地形

本遺跡は、隅切瓦が含まれることからみて、方形造りあるいは寄せ棟造りの建物が推測される。現状では基壇や礎石の存在が確認されていないことから、掘立柱建物の可能性を想定したい。前述した二本の溝がこの建物を囲郭するものであるならば、その規模からしても単一の仏堂風の施設が想定されるのではないかと思われる。

年代的には、軒丸瓦は文様が退化的であって、平安期のものかともみられるが、現状では年代観の認定はなしがたい。軒平瓦はヘラ描きの三重弧文であるが、これは群馬県における編年観では一応８世紀中葉頃におけよう。また、平瓦は一枚造りであって凸面に比較的密に斜格子叩きをもつが、これも８世紀代の特徴ととらえられる。以上、瓦の観察からは８世紀中葉を中心としたものとしておきたい。

⑻　小角田前遺跡・小角田下遺跡

新田郡尾島町小角田に所在する。大間々扇状地南方の沖積地帯中であって、石田川右岸に沿って南北にのびる微高洪積台地の先端付近、標高39mほどに立地する。この２遺跡は、小角田の集落南方の広範な畑と水田地帯に所在するが、当地周辺ではこれまで３回にわたり発掘がなされている。つまり、上武道路建設に伴う調査（小角田前遺跡[5]）、工業団地造成に伴う調査（尾島町工業団地遺跡)、県道改修に伴う調査(小角田下遺跡[6]）である。調査の時点によって遺跡名が異なっているが、一連の遺跡とみることもできるのではあるまいか（以下、本稿では小角田遺跡と仮称して論を進めたい)。

本稿でとりあげるものは、小角田前遺跡の掘立柱建物と瓦塔および小角田下遺跡の出土遺物である。

小角田前遺跡の掘立柱建物は3号掘立と命名されたものであって、調査区の南東部に位置し、四面に庇をもつ、やや特異な柱間構造の建物である。身舎は二間×二間であるが、南面のみ三間であり、布掘りの構造をもつ。庇部は梁間二間、桁間三間である。瓦塔は屋根部の小破片が表土中から2片出土している。丸瓦が二段に表現され、軒は方形で一軒である。この瓦塔は中江田本郷遺跡のB種や上野井遺跡出土のものと同類である。

小角田下遺跡の出土資料では、瓦と墨書土器が注意される。瓦は数片があるが、丸瓦と平瓦であり、平瓦は一枚造りとみられる。形状や質感からは9世紀前後のものとみなされる。墨書土器は「㞢」というものが10点ほどある。判読しえないが、寺の篆書体の可能性があるまいか。墨書土器の年代は9世紀後半から10世紀前半の間に位置付けられるものとみなされる。

以上、本遺跡については、瓦片や瓦塔が少量ながら伴出すること、四面に庇をもつ特異な構造の掘立柱建物があること、さらに墨書土器の「㞢」が寺であるかどうかの問題もあるが、遺跡内に寺院に関わるような施設が営まれていたのではないかと思われる。

(9) 中溝遺跡

本遺跡は、新田郡新田町の村田と小金井の二地区にまたがって所在する。遺跡地は生品小学校の南東1㎞ほどの水田地帯で、沖積地帯中に島状に形成された微高地、標高55mほどである。

昭和62・63年の2次にわたり、ほ場整備事業に伴う発掘調査が実施された。中心的なものは奈良平安時代のものであって、住居跡、掘立柱建物、井戸、溝などの遺構と土師器、須恵器、灰釉陶器、緑釉陶器などの遺物があった。緑釉陶器は破片で20片ほどがあり、新田郡内では現時点で最も量が多く、この他に、墨書土器「凮」や刻書土器「田」など文字資料もあり、また瓦片も20片ほどがあった。瓦は丸瓦と平瓦のみであって、模骨痕のあるものはなく、薄手で軟質であり質感からみて平安期それも中頃のものとみなされる。

中溝遺跡は、現段階ではほ場整備に伴う限られた発掘調査のために、遺構の全容は不明確であるが、一般的な集落とは異なる内容を保有していると思われる。その性格についての究明は難しいが、平安中期頃に何らかの瓦葺き建物の存在した可能性は類推されよう。官衙、有力者の居宅、寺院などに関わる施設を念頭において、検討されるべきものと考えている。

以上、新田郡における古代寺院跡あるいはそれに関わるような遺跡を概観してきた。この他に郡内では、徳川道上遺跡（新田郡尾島町世良田）で瓦塔が出土している。遺跡の状況に判然としないところがあるが、留意されるものである。

1・2は軒丸瓦
3は軒平瓦
4・5は丸瓦　6は平瓦
7は隅切瓦　8は熨斗瓦

図11　梨子木遺跡出土の瓦

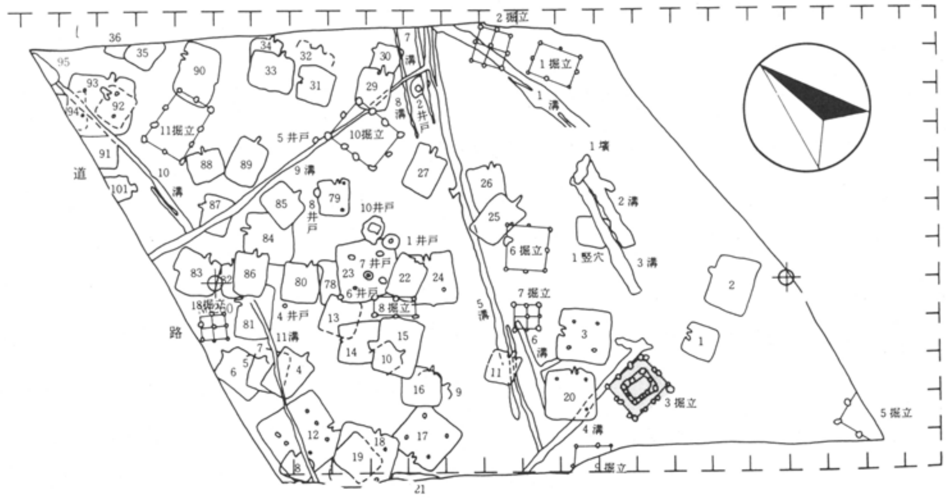

小角田前遺跡Ⅰ区全体図

0　20m

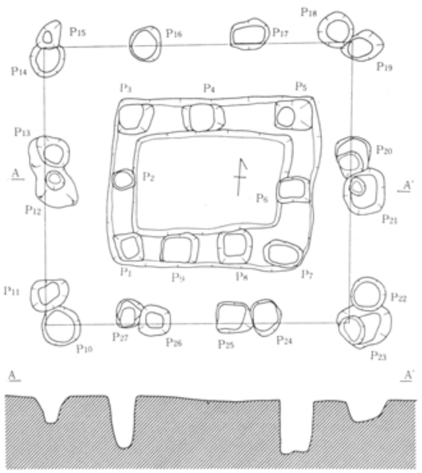

小角田前遺跡3号掘立

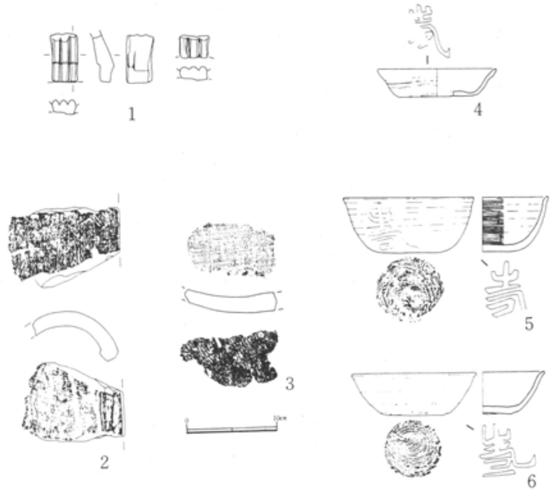

図12　小角田前遺跡・小角田下遺跡の遺構と遺物

3　新田郡における古代寺院の造営とその背景

(1)　遺跡の性格について

前節で新田郡における寺院跡および寺院的要素をもつ遺跡を概観してきた。そこでまず問題となることはこれらの遺跡の性格、つまりこれらの遺跡が寺であるかどうかということであろう。

これまで考古学的には、寺は七堂伽藍をそなえるような本格的なものが主要な対象とされてきた。しかし、近年、瓦葺き建物一棟からなる寺院跡、あるいは非瓦葺きの掘立柱建物でも「寺」や寺名の墨書土器が伴出することによって寺であることが推知される遺跡などが漸増している。また、日本書紀では精舎や仏堂を寺、仏舎、伽藍と共に「てら」と訓み、日本霊異記では堂に寺名のついたものがあるなど、古代の文献資料の中からも小規模なものが寺の概念に含まれていたことが察知される。古代の寺は本格的なもののみでなく、小規模で簡素なものも含まれ相当に多様であったと考えられよう。このような小規模寺院を考古学的に概念化すること、つまり遺構面でどのように認定するかということは現実的にはきわめて難しいが、瓦・瓦塔・文字資料あるいはその他の仏教的遺物が伴出する場合は認識が可能となろう。基本的には、一定の空間構成をもたなくとも、機能的に仏教に関わる単一な形をもつ建物施設、つまり堂のようなものも寺の一種としてあつかうべきであろうと考える。

新田郡の寺院関連遺跡の場合、従来寺井廃寺を本格的な寺院、それ以外の遺跡は寺院的要素をもつ遺跡と表現することが穏当と考えてきたが、上記のような考え方に立つと、瓦葺きの単堂とみなされる台之原廃寺あるいはその可能性が高い梨子木遺跡は寺の範囲に含めるべきではないかと考えられ、源六堰・中江田本郷・釣堂・上野井の4遺跡も台之原廃寺と瓦の基本組成が同様であることから遺構も同様である可能性が推測される。さらに、中溝遺跡は官衙などに関わることも考えられるが、小角田遺跡は寺に関わる可能性を高くもつととらえられる。このように、寺井廃寺はいうまでもないが、中溝遺跡以外の台之原廃寺などは寺の一形態としてとらえていきたいと考えている。

以下、新田郡の寺院跡に関わる遺跡の年代観やその形成背景などを検討して行くが、煩雑を避ける意味から、それらの遺跡を寺と仮定し、その前提に立って論を進めたい。

(2)　寺院の形成過程

まず、新田郡域においていつ頃、どのような寺院が造営されたかということを検討したい。新田郡の寺院跡は文献資料や遺構内容および土器などの資料が極めて少ないため、年代判定の基準となしえるものは瓦類特に軒瓦である。そこで、入谷遺跡を含めて郡内出土の瓦類をまとめると、表2のようになる。本表は軒瓦および丸瓦・平瓦、ならびに文字瓦や瓦塔などについて瓦の種別（同笵瓦、あるいは同一窯産と認められる瓦）ごとにその分布状況をまとめたものである。以下、軒瓦を中心に年代観を検討すると下記のようになる。

寺井A類は、軒瓦としては複弁八弁文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦の組み合わせであって、典型的な川原寺式である。川原寺は天智朝の661～667年の間に着工されたことがほぼ確実視され、また

川原寺式軒瓦の盛行は壬申の乱を契機とした天武朝段階であろうとする見解もある。寺井A類の軒瓦は川原寺の建造からさほど時間が隔たないものとみなされ、年代的には天武朝しいていえば670年代におけるものと推測される。

なお、寺井A類瓦の生産窯は萩原窯跡である。未発掘であるが、瓦とともに少量の須恵器が採集されている。その坏身はほとんど底部が回転ヘラケズリであり、坏の蓋には擬宝珠状のつまみと退化的なカエリのつくものがある。7世紀第4四半期から8世紀初頭を中心とした年代が想定され、寺井A類瓦の年代幅の一端を示すものとみなしている。

入谷A類は入谷遺跡の創建期瓦であって、軒瓦としては単弁八弁文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦の組み合わせである。上植木廃寺の創建段階の軒瓦群の中に同笵瓦があり(7)、また生産窯は雷電山窯跡である。文様型式としては山田寺式に属すが、山田寺そのものは造営過程が長期にわたることもあって型式のみによる年代判定は難しいとされている。そこで当該遺跡における出土須恵器をみると、上植木廃寺では飛鳥III期(8)、入谷遺跡では飛鳥IV期の坏がある(9)。また、入谷遺跡出土の軒丸瓦は上植木廃寺のものに比してやや笵ずれが進行している。このことから、上植木廃寺の創建を670〜680年代とし、入谷遺跡の創建瓦を680〜690年頃と推測している。

寺井B類は軒瓦の組み合わせとしては素文縁の複弁七弁文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦である。生産窯は八重巻窯跡であって、山王廃寺の第2期の瓦としてまとまって供給され、少量が寺井廃寺、入谷遺跡、金井廃寺に分布する。瓦当文様としては持統8年(694)に起工された粟原寺の素文縁複弁八弁文軒丸瓦の系譜に属すことから、8世紀第1四半期頃と推測される。

寺井C類は対応する軒平瓦が不明であるが、軒丸瓦は単弁一六弁文であって上植木廃寺、五明廃寺あるいは上野国分寺に同笵資料がある。8世紀前半代と推測している。

入谷B類は対応する軒丸瓦が不明であるが、軒平瓦は曲線顎の三重弧文である。8世紀前半代に推測される。

梨子木類は、前節でふれたように一応8世紀代で、その中葉頃に推測した。

寺井D類の瓦は、上野国分寺の創建期様式であって、単弁五弁文軒丸瓦と右偏行唐草文軒平瓦の組み合わせである。生産窯は鹿ノ川窯跡である。新田郡においては、寺井廃寺に後補の瓦、台之原・源六堰・中江田本郷・釣堂・上野井の五寺跡で創建期瓦として用いられている。上野国分寺の建立については天平勝宝元年(749)頃には本格的に着手されていたものとみなされ、そのことから寺井D類を8世紀中葉に位置づけるものである。

寺井E類は、上野国分寺式の瓦であり、生産窯は山際窯跡とみなされる。新田郡内での分布は寺井D類と同様な分布傾向を示す。山際窯跡の操業幅は国分寺の創建から補修におよび比較的長期であるが、新田郡内でみられる瓦はほぼ創建段階のものに限られている。すなわち年代的には寺井D類と同時期とみなされ、瓦の位置づけとしては寺井廃寺では後補の瓦であるが、台之原以下の五寺跡では寺井D類を補う形での創建段階の瓦とみなしたい。

寺井F類は、軒瓦としては四弁文軒丸瓦と格子目文軒平瓦の組み合わせである。軒丸瓦は上野

国分寺式の退化したものである。同笵瓦は下触川上遺跡にある。また、格子目文の軒平瓦は類例が綿貫遺跡や黒熊中西遺跡（中西廃寺）にある。それらの遺跡における年代観からみても、本類は平安中期、９世紀後半から10世紀にかけた年代の中で位置づけられよう。

個別の瓦の年代観は上記のように押さえられるが、筆者はこれまで上野国全般の瓦について型式分類の見地から大きく五時期（Ⅰ～Ⅴ期）に区分しており、それによると下記のようになる。

Ⅰ期（７世紀後半）…………………寺井Ａ類　入谷Ａ類

Ⅱ期（７世紀末～８世紀前半）……寺井Ｂ類　寺井Ｃ類　入谷Ｂ類　梨子木類

Ⅲ期（８世紀中葉～後半）…………寺井Ｄ類　寺井Ｅ類

Ⅳ期（８世紀後半～９世紀）………

Ⅴ期（９世紀後半～10世紀）……寺井Ｆ類

このような年代観をふまえると、新田郡の寺院跡の年代、つまり造営時期やその存続幅は表３のように集約されよう。

表２　各遺跡における瓦類の種別構成

	軒瓦および丸瓦・平瓦									鹿ノ川窯跡産（寺井Ｄ類）の文字瓦			瓦塔			
	寺井Ａ類	入谷Ａ類	寺井Ｂ類	寺井Ｃ類	入谷Ｂ類	梨子木類	寺井Ｄ類	寺井Ｅ類	寺井Ｆ類	大	三	二	台之原Ａ種	台之原Ｂ種	中江田Ｂ種	その他
寺井廃寺	●	◌	○	○			○	○	○	○	○	○				
台之原廃寺							●	○		○	○	○	○	○		
源六堰遺跡							●	◦			○					
中江田本郷遺跡							•						○		○	
釣堂遺跡							●	◦								
上野井遺跡							●	◦							○	
梨子木遺跡						●										
小角田遺跡															○	
中溝遺跡																
徳川道上遺跡																○
入谷遺跡		●	○		○										◌	
天良七堂遺跡																

本項は軒瓦を主体に作成した。軒瓦がなく、丸瓦と平瓦のみがあるものは、小さい丸で示した。また、黒ぬりは創建期瓦を示す。

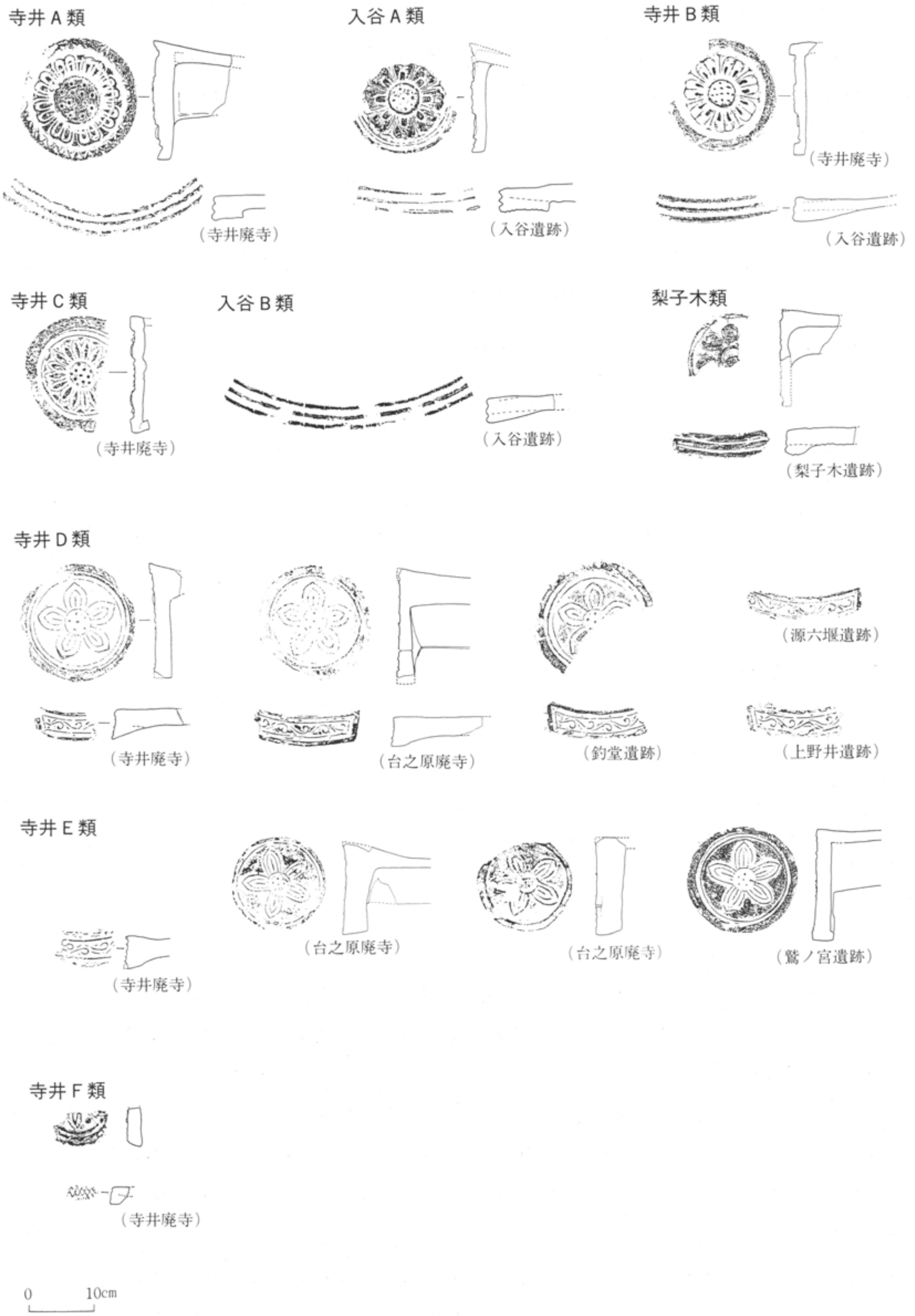

図13　新田郡内出土の軒瓦の種類

以上をまとめるならば、新田郡においては、7世紀後半段階に郡内最有力寺院の寺井廃寺がまず建立され、ついで8世紀中葉頃に郡内各地に小規模寺院が足並みをそろえて建立され、さらにやや確証に乏しいが平安期（中期頃）に至って小規模な寺が一、二建立されたこととなろう。

表3　各遺跡の想定年代

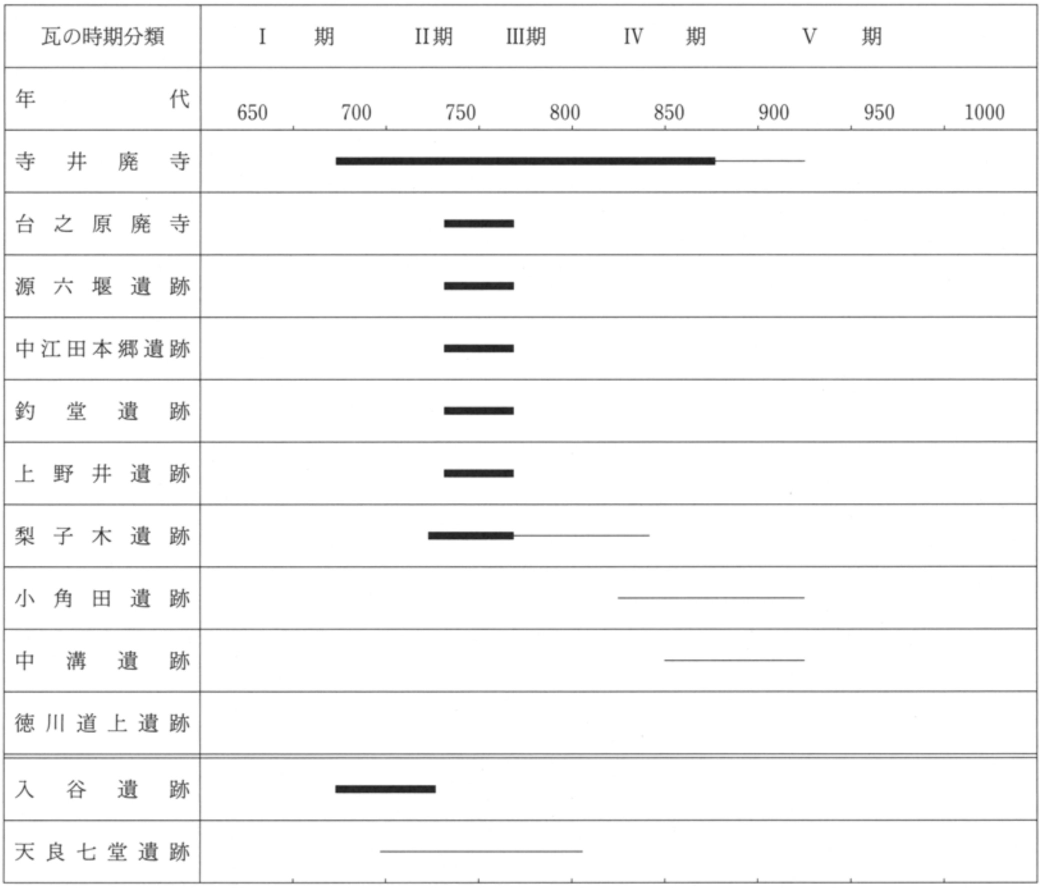

⑶　寺院造営の基盤と背景

古代の地方寺院は一般的に在地豪族によって建造されたと考えられている。新田郡の古代寺院もおおむねそのようなものとみてよいと思われる。しかし、文献資料がきわめて少ないために、それを具体的に検証したり、造営した氏族名を特定することは全く不可能に近い。[10]

ここでは、新田郡の寺々の造営基盤を考える一つの手がかりとして、郷と寺院の分布の関係をとりあげてみる。前述したように新田郡は六郷からなるが、その想定地に寺院跡の所在地を重ね合わせると、表4のようになる。各郷にそれぞれ寺院が分布するが、まずその中で留意されるのは新田郷である。すなわち、新田郷は郡名と同一名であって郡の中心的な郷とみなされる。新田郷には寺井廃寺が所在するが、その西方500mには官衙的要素をもつ天良七堂遺跡が隣接し、郡衙跡の候補の一つとみなされている。寺井廃寺は郡内最大寺院であり、いわゆる白鳳寺院にあたるが、郡衙と有力寺院が併存する例は各地で知られつつある。寺井廃寺の造営者としては郡内最大

の豪族であり、新田郡司に任ぜられたものとするのが妥当と思われる[11]。次に、新田郷以外の郷をみるとそれぞれに小規模な寺院が点在するが、その中の小角田遺跡や中溝遺跡は時期が平安中期頃という律令制の衰退に向かう時期にあたるものであり、造営基盤としては村落内の有力者つまり村長などと想定されよう。そしてこの2寺を除いた台之原・源六堰・中江田本郷・釣堂・梨子木などの寺院がそのあり方からみて郷域を基盤とするような中小豪族つまり郷長などとの結び付きが想定される。

寺井廃寺の建造された7世紀後半すなわち白鳳期に地方寺院が増加する理由については、間壁葭子氏や森 郁夫氏らによって指摘されているように、純粋な宗教的動機のみでなく、政治的経済的要因が伴っていたと考えられる[12・13]。すなわち、律令政府は地方の政治支配の拠点である郡衙に寺院を併存させせることによって精神的支柱を付与することを意図し、郡司層に寺院造営を奨励したことが想定される。天武14年（685）の「諸国の家毎に仏舎を作らしむ」という詔はその動きに関わるものと解釈できまいか。また、それのみならず律令政府は寺院が寺田や墾田などの私財を保有することを認めたため、壇越である豪族層の経済的基盤となっていたことも想定される。寺井廃寺の造営の背景には上記のような相当に現実的な要因があったことは疑いないところであろう。

そして、その後、寺のもつ経済的実利的側面は各郷に基盤を置く中小豪族にも知られ、寺院保有の欲求を生んだのであろうが、霊亀2年（716）の寺院併合令などにみられるように律令政府は寺院の乱立を抑制し、寺院の新造を許可したのは天平7年（735）から天平19年（747）の段階である。すなわち、奈良時代中頃に地方寺院の再度の増加があるといわれるが、それはこのような情況を反映したものと考えられる。新田郡における台之原廃寺などの8世紀中葉頃の小規模寺院の増加もそのような潮流に沿うものと理解される。

表4　新田郡の郷と寺院・官衙

	郷の想定域	上野国分寺式瓦を有する寺院跡	その他の寺院跡や遺跡	官衙跡
新田郷	郡中央部	寺井廃寺		天良七堂遺跡
駅家郷		上野井遺跡	中溝遺跡	入谷遺跡
祝人郷	郡北東部	台之原廃寺		
淡甘郷	郡西部	源六堰遺跡	梨子木遺跡	
滓野郷	郡南部	中江田本郷遺跡	小角田遺跡	
石西郷	郡南東部	釣堂遺跡		

⑷ 上野国分寺と新田郡の寺々

新田郡の寺跡の特徴の一つは、上野国分寺式の瓦を保有するものが多いことである。表4の「上野国分寺式瓦を有する寺院跡」つまり、寺井、台之原、源六堰、中江田本郷、釣堂、上野井の6寺跡がそれにあたる。その瓦は上野国分寺創建段階のものであるが、このような現象の発生した要因を考えることは、この6寺跡の性格や国分寺の創建事情を考えるうえできわめて重要視される。上野国分寺の創建段階の瓦窯は現在、金山窯跡・山際窯跡・鹿ノ川窯跡の3カ所が知られている。金山窯跡産の瓦の分布はほぼ国分寺に限定されている。しかし、これとは対照的に山際窯跡と鹿ノ川窯跡の生産瓦は国分寺の他に上野国東半域を中心に広く分布している(図14)。山際窯は勢多・佐位・新田などの郡に供給先きがあるが、瓦の分布傾向からみると、その主体は上植木廃寺を核とする佐位郡である。[14] これに対し、鹿ノ川窯跡は新田郡一郡との関連が濃厚である。ひるがえって、国分寺の創建事情をみると、天平13年(741)に建立の詔が出されたが、その進捗ははかばかしくなく、天平19年(747)には国司に対して3年以内の完成を命じ、造営の主体に有力な郡司を加えてその恩典として子孫を永代にわたり郡司に任用する旨の詔が出された。後者の詔は国分寺の建造に郡司の参画を導入したものとして、きわめて重要なものと考えられている。[15] この詔によって佐位郡および勢多郡の豪族は山際窯、新田郡の豪族は鹿ノ川窯をそれぞれ営窯し、国分寺にその生産瓦を知識物として献納したものと推測される。そして、それと同様な瓦が、郡の中心的な寺院のみでなく、各郷に分布することは郷長などの中小豪族にも造瓦費用が分担させ

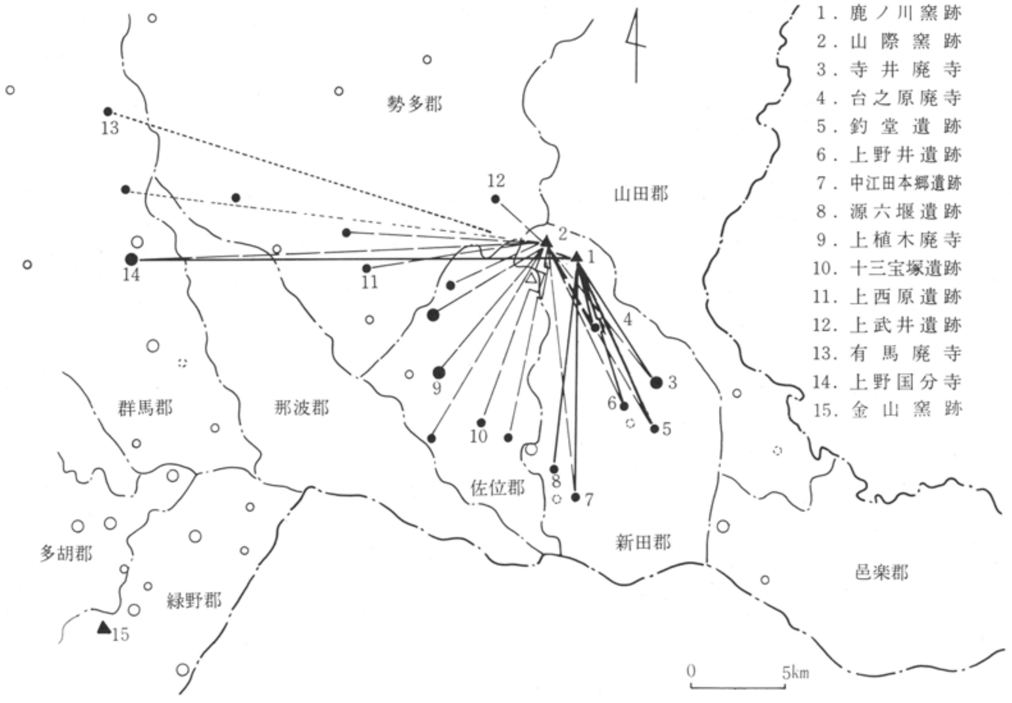

図14 鹿ノ川窯跡・山際窯跡の生産瓦の供給分布

られたことを推測させるものである。すなわち、鹿ノ川窯跡の場合、その営窯主体が新田郡の郡司や郷長などの豪族層にあって、その瓦の裁量が彼らに委ねられていたために瓦が分有されるという事象がおこりえたのではなかろうか。仮に、官窯であったならば、そのようなことは原則としておこりえないであろう[(16)]。

ところで、ここで留意したいことは、国分寺の創建の段階で寺井廃寺は既存の寺であったが、台之原・源六堰・中江田本郷・釣堂の5寺跡は鹿ノ川窯跡産の国分寺瓦を創建期瓦とすることである。このことは、この5寺跡の建造の契機が鹿ノ川窯跡営窯への加担であったことを示すものと想定される。前述したように和銅や霊亀の頃は寺の新設は抑制されていたが、天平年間になると逆に寺の造営が認められるようになる。特に、国分寺の造営に郡司の参画が示された詔の1カ月後に「造搭を願うものにはこれを許す」という詔が出され、国分寺造営に協力した地方豪族にその見返りとして新たな造寺を許すという姿勢が窺える。新田郡の郷長たちもこのような動きの中で寺を建造することができたのであろう。

4　むすびにかえて

これまで新田郡の寺院跡および寺院的要素をもつ遺跡の資料を集成し、その年代観や形成の背景について検討してきた。最も重要な問題はそれらの遺跡が「寺」といえるかどうかという点であったと思われる。

これまでの検討を集約すると、それらの遺跡の造営過程は7世紀後半に郡内最大の豪族が寺井廃寺という本格的寺院、8世紀中葉に郷域に基盤をおく中小豪族が台之原廃寺などの堂、9～10世紀に村落内の有力者が寺院的要素をもつ施設、というように段階的な形を呈しており、寺の保有層の拡大という一定の方向性を見い出しえる。言い換えれば、有力豪族は本格的な寺を造立できたが、それだけの力量をもたない中小の豪族や有力者の寺への希求心は堂や寺院的要素をもつ遺跡として具現化したのではあるまいか。そのように見ると、堂や寺院的要素をもつ遺跡は寺を指向したものとみなされる。地方寺院の造営活動の実態はこのようなものではなかったかと思われるのであり、筆者が古代の寺を本格的なものに限らず、堂のような小規模なものまで含めるべきではないかと考える理由もここにある。

筆者の力量不足から本稿は雑駁なものとなってしまったが、一つの推論であることを付記し、今後個々の遺跡の調査を積み重ね、論及しえなかった点をふくめて補正する所存である。

本稿の資料については、金子規矩雄、木暮仁一、久保田文雄、半田勝巳、小保方紀久氏などの地元研究者、ならびに新田郡・太田市の文化財関係者の方々の多年にわたる調査成果を活用させていただいた。それなくして本稿が成るということは考えられぬものである。また、稿をなすにあたっては石川正之助、井上唯雄、関口功一、飯塚　聡氏をはじめ多くの研究者にご教示をたまわった。高井佳弘氏には新田郡内での調査活動を共にし、本稿の想をまとめるにあたっても多岐にわたる示唆をいただいた。末尾ながら、記して厚く謝意を表すものである。

註および引用文献

(1) 奈良平安時代の新田郡の様相については『新田町誌』通史編（近刊予定）に概要を記したので参照されたい。
(2) 岡部福蔵　『新田の史蹟』　昭和８年
(3) これらの遺跡については、報文や論述は数多いが、各調査報告書の他には下記のような文献に、その基礎的資料を公表した。
『群馬県史資料編２』　群馬県　昭和61年――寺井廃寺、天良七堂遺跡、鹿ノ川窯跡、山際窯跡
『新田町誌』資料編　新田町　昭和62年――入谷遺跡、源六堰遺跡、中江田本郷遺跡、上野井遺跡、梨子木遺跡
『太田市史』自然・原始古代・中世編　近刊予定――寺井廃寺、天良七堂遺跡、釣堂遺跡、鷲ノ宮遺跡、萩原窯跡
(4) 半田勝巳　『台之原廃寺跡』Ⅰ・Ⅱ　藪塚本町教育委員会　昭和60年
(5)『小角田前遺跡』　群馬県埋蔵文化財調査事業団　昭和60年
(6) 須永光一　『小角田下遺跡』　尾島町教育委員会　昭和63年
(7) 上植木廃寺の軒瓦については、拙著「上植木寺院跡の軒瓦の型式分類」『伊勢崎市史研究』３号　昭和60年がある。
(8)『伊勢崎市史』通史編１　伊勢崎市　昭和62年による。
(9)『入谷遺跡』Ⅰ～Ⅲ　新田町教育委員会　昭和56、60、62年
(10) 新田郡の氏族でその名が知られるものは、擬少領無位の他田部君足人（天平勝宝４年　正倉院調布）、淡甘郷戸主の矢田部根麻呂（同上）、矢田衆人・矢田公子家字（尾島工業団地遺跡出土の紡錘車の刻字、９世紀）、犬飼子羊・真虎（賜姓丈部、承和10年　続日本後紀）などである。
(11) 郡衙の近辺に存在する寺院については、郡名寺院・郡寺・郡衙隣接寺院などの用語が多々みられる。その内容は研究者によって差異があるが、公的性格をおびるものとしたり、郡衙にそのような寺が併存することが制度化されていたとうけとめられる見解もある。しかし、文献資料の上でそのような処置がとられたことを確認することはできず、概念化にはなお検討が必要と思われる。
(12) 間壁葭子　「官寺と私寺」『古代の日本』４　昭和45年
(13) 森　郁夫「平城宮系軒瓦と国分寺造営」『古代研究』３　昭和49年
(14) 須田　茂「仏教文化の波及と上植木廃寺」　註８所収
(15) 井上　薫　『奈良朝仏教史の研究』　昭和41年。森　郁夫　前掲註(13)、および「奈良時代における東国の寺院経営」『考古学雑誌』61－４　昭和51年などをはじめ多くの論稿がある。
(16) 官窯の概念については、上原真人氏の論考がある（上原真人「官窯の条件　律令制下造瓦体制を検討するための作業仮説」『北陸の古代寺院』昭和62年)。これをうけて筆者は、上野国における国分寺生産窯に関する基本的視点を検討し鹿ノ川窯跡は従来官窯あるいは官窯的性格が強いものととらえられてきたことに対し、私窯的性格が濃厚であるのではないかと指摘した（「吉井町・滝の前窯跡の採集遺物とその性格」『群馬文化』220号　平成２年)。
　ただし、鹿ノ川窯跡は純然たる私窯ではなく、公的要素を持ち合わせていたことを全面的に否定するものではないことをここで付け加えておきたい。それは、工人の系譜にみとめられる。すなわち、その軒平瓦の唐草文様は上野国の在来の文様系譜からはたどれぬものであり、平城宮などの畿内からの伝播と考えられる。また、平瓦の凹面隅部にみられる、大・二・三などのヘラ書き文字瓦は上野国内の文字瓦の中で特異的であり、平瓦そのものにも一枚造りが定着していると共に形態や質感に上野国の在来の瓦との異質性が窺われる。さらに、上原真人氏が「二つの型木を組み合わせた軒丸瓦専用の成形台を用いて製作したと推定できる。」とした軒丸瓦の製作技法（上原真人「仏教」『日本考古学』４　岩波書店　昭和61年）と同様な技法が鹿ノ川窯跡の軒丸瓦にも用いられた可能性もある（高井佳弘　須田　茂「台之原廃寺の瓦について」註(4)所収)。このような技法は、現在いくつかの国分寺において創建段階のみにみられ、中央からの技術派遣を示すものと考えられるものである。なお、国分寺建造にあたって中央から瓦工人が派遣されたことは森　郁夫氏が註(13)の文献などですでに指摘しているところである。このように、鹿ノ川窯跡は平城宮系の技術を受け入れ、管理としては国分寺の造瓦組織もかかわったことが推測され、そこに官の関与がみとめられる。が、その営窯財源は主として新田郡の郡司などの豪族層が負担し、営窯の主体は彼らにあったのではないか、という見通しがもたれる。鹿ノ川窯跡は公的性格を濃厚におびた私窯という二面的性格を保有していたと考えられる。このように考えなければ、国分寺への瓦の献納（知識）という意義が成り立たないのではなかろうか。